

今回のテーマ「最低賃金 2024 改定額」について

今年の最低賃金引き上げの目安額は50円でしたが、地方審議会による最低賃金改定額は、更に上乘せが決定しています。

2024年8月14日 西日本新聞 朝刊

上乗せ	引き上げ後の金額
7円	◆鳥取 957円
6	◆鹿児島 ◆沖縄 953 952
5	◆青森 ◆福島 ◆高知 953 955 952 ◆大分 ◆宮崎 954 952
4	◆秋田 ◆新潟 ◆熊本 951 985 952
3	◆福井 984
2	◆茨城 ◆香川 1005 970
1	◆石川 ◆岐阜 ◆兵庫 984 1001 1052 ◆和歌山 ◆山口 ◆福岡 980 979 992

国の審議会が示した引き上げ目安(50円増)に上乘せを決めた地方審議会(20県)

最低賃金の改定状況 ※13日時点、いずれも時給

2024年度の最低賃金(円増)に上乘せする改定額を議論する都道府県単位の地方審議会が示した時給の引き上げ目安額(全国一律で50円。上乘せの背景には、隣

2024年度の最低賃金(円増)に上乘せする改定額を決めた。13日時点で共同通信が集計した。最大は鳥取の7円で、19県は1〜6円。上乘せの背景には、隣

接地域間や都市部との時給格差、それに伴う人材獲得競争がある。山梨など20都道府県は目安額と同じで決着した。岩手など残る7県

最低賃金20県が上乘せ

大分・宮崎5円、福岡は1円

国の目安比

は月内にも出そろおう見通しだ。

最低賃金は毎年度、目安額を参考に地方審議会が地域ごとの改定額を決めている。全ての働く人が対象で10月以降、順次適用される。

上乘せは鳥取が7円で現行の900円から957円となる。鹿児島、沖縄で6円、青森、福島、高知、大分、宮崎が5円、秋田、新潟、熊本が4円、福井が3円、2県が2円、6県が1円。

物価高に苦しむ労働者への配慮や地域間の時給差を埋めようという意識が働いたとみられる。一方、目安額の時点で過去最大の上乗せ幅となっており、上乘せで企業側の人件費急増が懸念される。

時給千円超えが新たに決まったのは北海道、茨城、栃木、岐阜、静岡、三重、滋賀、広島の8道県。既に超えている8都府県と合わせ16都道府県に増える。